

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 67
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

「中小企業向け 賃上げ促進税制」の ご案内

経済産業省では、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度を設けています。概要は以下の通りです。

【制度概要】

- 給与等支給額や教育訓練費の前年度比の増加率が基準を満たした場合に税額控除されます。
- 青色申告を行う、中小企業の令和4年度4月から開始する事業年度が対象です。

【通常要件】

- 対象年度の雇用者の給与合計金額が前年度よりも1.5%以上高い場合、給与の増加分の15%を税額控除できます。
- 通常要件を満たしたうえで追加の要件を満たした場合、控除率がそれぞれ上乗せされます
- ※1 雇用者には役員や役員の特殊関係者、使用人兼務役員は含まれません
- ※2 退職手当などの給与所得とされないものは給与合計に含まれません
- ※3 税額控除額は法人税額又は所得税額の20%が上限となります

【対象期間】

- 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度
（個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年が対象）
- ※新規設立で前事業年度がない場合は適用できません。



【手続き】

- 法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告等に、適用額明細書並びに税額控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付する。
- ※教育訓練費の上乗せ要件を利用する場合は「教育訓練等の実施時期、教育訓練等の実施内容及び実施期間、教育訓練等の受講者、教育訓練費の支払証明を記載した書類」の作成のうえ保存する必要があります（添付不要）。

【問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター

☎ 03-6281-9821（平日9:30~12:00、13:00~17:00）

※制度の詳細内容は経済産業省のホームページをご覧ください。

WEBで検索

中小企業庁 賃上げ促進税制

検索

